



制度の特長 「疾病入院補償」の主な特長

- 1 団体契約の割引**が適用されています。
- 2 疾病の入院・手術等**に対して補償
日帰り入院から最高90日まで補償
- 3 自動更新**で継続加入漏れの心配なし
半年ごとの掛金(保険料)口座振替で毎年自動継続(満70才で規約脱退)
- 4 簡単な加入手続**
健康診査などの手続は一切不要(健康状況について告知いただくだけです)
- 5 介護医療保険料控除の対象**です。(経費処理する場合を除く)

税法上の取扱いについて

加入者	勘定科目	所得控除
事業主	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)
専従者	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)
従業員	福利厚生費	控除なし(注2)
専従者と従業員	福利厚生費	控除なし(注3)
家族	事業主貸	介護医療保険料控除(注1)

(注1) 掛金のうち保険料分について、介護医療保険料控除が適用されます。
 (注2) 従業員が掛金を負担する場合(預かり金処理)、従業員の介護医療保険料控除となります。
 (注3) 専従者は他の従業員と同一の補償内容である場合、従業員とあわせて必要経費に計上できます。
 上記税務処理の詳細につきましてはご所属の青色申告会または最寄りの税務署にご確認ください。

支払実績

「疾病入院補償」はこんなにお役に立っています。

2022年度支払実績のご紹介

支払総額 7,158万円

主な内訳

- 入院 5,507万円 ○手術 1,592万円
- 放射線治療保険金 31万円 ○証明書代 26万円

👉 **加入者5.4人に1人が保険金請求**
 お支払総額は約7,158万円。請求された加入者は在籍者の約18.3%、5.4人に1人にもなります。

👉 **「短期入院」はもちろん「手術」でもお役に立っています。**
 「入院保険金」支払件数の多くは10日未満の短期入院。「手術保険金」の請求では入院の伴わない、内視鏡手術による大腸ポリープ切除術や白内障手術などもありました。

補償内容・保険金額

【基本補償】

		20~54才の方	55~69才の方
団体総合任意継続医療保険(NicosAD型)	病気で入院をされたとき (疾病入院保険金日額) 日帰り入院から補償	1日あたり 7,200円	1日あたり 5,850円
	手術を受けられたとき (疾病手術保険金)	①入院中に受けた手術(疾病入院保険金日額)×10倍 ②入院中以外に受けた手術(疾病入院保険金日額)×5倍	
	放射線治療を受けられたとき (疾病放射線治療保険金)	1回の放射線治療について、 (疾病入院保険金日額)×10倍	
共済	入院・手術証明書代 1事故 ^(※) の保険金支払が30万円以上の場合のみ(2021年12月以降の事故日)	1万円	

(※)1事故とは同一疾病での保険金支払を指します。(入院中以外の手術を除きます。)

●掛金(保険料+共済掛金等)

年令(2024年12月1日時点の満年令)に応じて異なります。

満年令	6カ月分掛金	1カ月あたりとした場合	満年令	6カ月分掛金	1カ月あたりとした場合
20~24才	2,760円	460円	45~49才	6,420円	1,070円
25~29才	3,840円	640円	50~54才	8,460円	1,410円
30~34才	4,800円	800円	55~59才	9,780円	1,630円
35~39才	5,040円	840円	60~64才	14,340円	2,390円
40~44才	5,040円	840円	65~69才	22,440円	3,740円

※保険契約者である一般社団法人 全国青色申告会総連合から引受保険会社へは保険料を一時払で支払います。ご加入者は、6カ月分の掛金(保険料)として一般社団法人 全国青色申告会総連合にお支払いいただけます。なお、掛金(保険料)には一般社団法人 全国青色申告会総連合の自家共済負担(入院・手術証明書代掛金、共済制度運営費等)が含まれています(詳細については、パンフレット7ページをご覧ください)。
 ※掛金(保険料)は、2024年12月1日を基準日として、毎年その時点での満年令をもとに算定します。

加入資格(加入継続資格)・お申込み方法など

青色申告会会員、専従者、従業員ならびにそれぞれのご家族の方がご加入できます
 (新規加入は満20才~満65才未満の方、継続加入は満69才以下の方)。

加入資格(被保険者(補償の対象者)となれる方)

- お申込人となれる方は青色申告会会員に限ります。
- この制度で被保険者(補償の対象者)本人^(※)となれる方の範囲は、青色申告会会員、専従者、従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人を含みます。)です。
- (※)加入申込票の加入者(被保険者)氏名欄に記載の方をいいます。
- 2024年12月1日時点において、年令が満20才から満65才未満の方が新規加入できます(補償は70才の誕生日後の最初に到来する12月1日まで自動継続可能です)。

お申込み方法

- 加入申込票、口座振替依頼書に必要事項を記入押印のうえ、所属の青色申告会へお申込みください。
- 掛金(保険料)は、6カ月分前納です(半年に1回、口座振替となります)。口座振替は、11月・5月の27日です。27日が休業日の場合は翌営業日となります。)*。振替印字は、「アオシッペイ」「NICOS」「ニコス」「クレジット」等となります。

※ご加入時より前に発病した病気については保険金をお支払いしません。ただし、継続加入である場合で、病気を発病した時が、その病気による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。
 ※疾病入院補償では、所属の青色申告会において毎年12月1日または6月1日の補償開始にあわせて脱退(解約)の申し出をとりまとめています(パンフレット8ページ)【注意喚起情報のご説明】における「.....」内に該当する場合は除きます。詳しくはご所属の青色申告会にお問い合わせください。
 ※脱退(解約)日は毎年12月1日または6月1日となります。それまでの期間中は補償が継続されます。

加入できない方

- 下記のいずれかの疾病で過去1年以内に入院・手術および医師の指示による2週間以上の通院、服薬、治療を受けたことがある方
 白血病、脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧症、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ(症候群)、子宮筋腫、糖尿病 腎盂炎、パーキンソン病、多発性硬化症、筋ジストロフィー症、脊椎カリエス、膠原病
- これまでに、医師に悪性新生物(ガン)^(注)と診断されたことがある方
 (注)上皮内新生物を含みます。
- 下記の精神障害の罹患経験がある方(治療している方も含みます)
 認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害、ストレス関連障害、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害